

前回までの指摘事項について（交付金の対象事業について）

1．関係省庁への調査について

交付金事業と環境影響評価法対象事業の関係等について、関係省庁を対象とした調査を実施した。調査対象は、各種交付金として、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下、「補助金適正化法」という。）第2条第1項第4号に規定する給付金で政令で定めるものとした。これら交付金について、事業規模に関わらず、環境影響評価法対象事業の「事業種」が含まれるか否かを国土交通省、農林水産省、経済産業省、内閣府に確認し、含まれる場合は各交付要綱を元に他の法的関与要件の該当の有無を確認した。

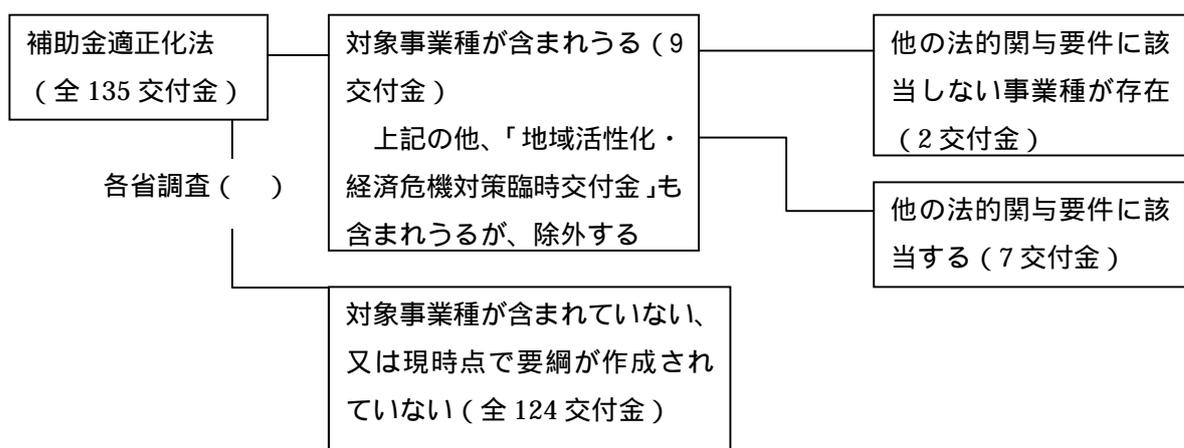
2．調査結果

調査の結果、少なくとも9の交付金に環境影響評価法の対象事業種が含まれることが判明した（別表参照）。

このうち、7交付金については環境影響評価法第二条二項イ（許認可等）に該当し、対象規模が大きい事業であれば既に環境影響評価法の対象事業とされている。

残りの2交付金（以下）については、交付対象事業の一部で許認可等制度が存在せず、他の法的要件にも該当しなかった。これらの事業については、交付金対象であるために法の適用対象にならないケースが起こりうる。なお、これまで法対象規模の事業は実施されていない。

- ・まちづくり交付金（うち、一級河川及び二級河川における河川工事（一級河川におけるダムを除く））
- ・地域自立・活性化交付金（うち、一級河川及び二級河川における河川工事（一級河川におけるダムを除く））



各省：国土交通省、農林水産省、経済産業省、内閣府

3．ポイント

一部の交付金対象については、法対象事業に該当する事業規模であっても、法の適用対象にならないケースがありうる。

(別表) 環境影響評価法の対象事業種が含まれうる交付金

交付金名称	執行官庁	含まれうる環境影響評価法対象事業種
石油貯蔵施設立地対策等 交付金	経産省	道路
水資源開発事業交付金	国交省	河川
森林・林業・木材産業づくり 交付金	農水省	発電所
地域バイオマス利活用交付金	農水省	発電所
循環型社会形成推進交付金	環境省	廃棄物最終処分場、埋立・干拓
みなと振興交付金	国交省	廃棄物最終処分場、埋立・干拓
まちづくり交付金	国交省	道路、河川、鉄道、飛行場、発電所、廃棄物最終 処分場、埋立・干拓、土地区画整理事業、新住宅 市街地開発事業、工業団地造成事業、新都市基盤 整備事業、流通業務団地造成事業、宅地造成事業
地域自立・活性化交付金	国交省	道路、河川、鉄道、飛行場、発電所、廃棄物最終 処分場、埋立・干拓、土地区画整理事業、新住宅 市街地開発事業、工業団地造成事業、新都市基盤 整備事業、流通業務団地造成事業、宅地造成事業
地域活力基盤創造交付金	国交省	道路、土地区画整理事業、新住宅市街地開発事業、 工業団地造成事業、新都市基盤整備事業

注1) 上記のほか、「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」(内閣府が予算計上)が該当する可能性はあるが、対象事業が平成21年度に計上・実施されるものに限定されるため、省略する。

注2) 環境影響評価法第二条二項イ(許認可等)に該当しない事業を含む交付金には「 」を印した。

関係法令抜粋（法的関与要件）

環境影響評価法

第二条（略）

二 次のいずれかに該当する事業であること。

イ 法律の規定であって政令で定めるものにより、その実施に際し、免許、特許、許可、認可、承認若しくは同意又は届出（当該届出に係る法律において、当該届出に関し、当該届出を受理した日から起算して一定の期間内に、その変更について勧告又は命令をすることができることが規定されているものに限る。ホにおいて同じ。）が必要とされる事業（ホに掲げるものを除く。）

ロ 国の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項第一号の補助金及び同項第二号の負担金をいう。以下同じ。）の交付の対象となる事業（イに掲げるものを除く。）

ハ 特別の法律により設立された法人（国が出資しているものに限る。）がその業務として行う事業（イ及びロに掲げるものを除く。）

ニ 国が行う事業（イ及びホに掲げるものを除く。）

ホ 国が行う事業のうち、法律の規定であって政令で定めるものにより、その実施に際し、免許、特許、許可、認可、承認若しくは同意又は届出が必要とされる事業